

## 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが 広がっている

### 【基本構想】

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどがない清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を生かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標11-2 清潔なまちづくりが進んでいる



## 施策目標 11-1

### 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：市民生活部)

#### 前期基本計画の取組

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知、啓発に努めます。</li> </ul>	<p>⇒ 打ち水大作戦、緑のカーテンの普及イベント、*ライトダウンキャンペーン、あしや秋まつりでの啓発ブースの出店、星空観察会等を実施するほか、住宅用太陽光発電システム設置及び市内の事業者への低公害車普及促進に対する助成制度を実施しました。</p> <p>⇒ ごみの減量化、再資源化では、芦屋市商工会と連携したフリーマーケットの開催、粗大ごみとして収集した自転車、家具類の再生品を提供するリユースフェスタの開催、小中学生を対象にしたポスター展の開催、ごみ焼却場などの施設見学会の開催、マイバックキャンペーン等の実施のほか、*持ち去り防止パトロールを実施し、持ち去り者に対する啓発を行うとともに、持ち込みごみの予約制を導入し、事業系ごみの適正処理、持ち込み件数とごみ量の減少に取り組みました。</p> <p>⇒ 学校では、光熱水費節減額の一部を予算還元する「省エネプロジェクト」を実施し、児童生徒と教職員が協力して省エネルギーの推進活動を行いました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政も事業者として適切な廃棄物の処理や*公共用水域の水質保全など、環境に配慮した取組を推進します。</li> </ul>	<p>⇒ 電気使用量やコピー用紙使用量の削減、庁舎内から排出される廃棄物の減量化の推進のほか、公共施設における省エネタイプ機器導入やLED照明への切り替え等により、ランニングコストの削減に加えてCO<sub>2</sub>排出削減に取り組みました。</p>

#### 後期の課題

- 様々な取組とその成果から、市民及び行政による環境に配慮した取組の実践や意識啓発の推進は図られてきていると考えられますが、地球規模の環境問題である地球温暖化防止へ向けた更なる取組が進むよう、情報や学ぶ機会を提供するとともに、市民と行政が一体となった取組を推進する必要があります。
- ごみの減量化、再資源化の取組については、事業系ごみに対する適正処理やごみの減量の啓発を実施しているものの、十分浸透していないことから、効果的な取組を実施する必要があります。



**後期5年の重点施策**

**11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減に向けた取組を促進します。**

**(重点取組)**

- ① 市民と行政が一体となった取組が推進できるように、環境問題やエネルギーに関する情報を把握し、情報提供や学習機会を充実します。
- ② 市民、事業者が協働して取り組めるように、環境に配慮した設備導入への補助制度の見直しや、環境づくり推進会議と協力しながら情報交換できる機会の提供に取り組みます。
- ③ ごみの減量化、再資源化事業を促進するために、持ち込みごみ予約制や\*持ち去り防止パトロールの実施の効果を検証し、適正な料金体系や新たな再資源化の促進策などを検討します。
- ④ 事業系ごみの適正処理を推進するため、持ち込みごみ予約により事業系ごみが持ち込まれる状況を把握し、不適正排出を行う事業所に注意喚起などを行います。
- ⑤ 事業系ごみの減量化を推進するため、簡易包装などに取り組む店舗などを「スリム・リサイクル宣言の店」に指定する事業を、今後一層推進していきます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別等環境に配慮した行動を実践している市民の割合	%	53.5	↗	60.0
市民から出される燃やすごみの量	kg/人・年	家庭系 210.8 事業系 100.5 計 311.3	↘	家庭系 187.6 事業系 89.5 計 277.1
再資源化物のリサイクル率	%	16.9	↗	19.6



スリム・リサイクル宣言の店



ポスター展  
(環境問題・ごみの減量化・市民マナー)

第3章  
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている



## 11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。

### (重点取組)

- ① 「\*環境マネジメントシステム（EMS）」及び「環境保全率先実行計画」等に基づき、全庁的な温室効果ガス削減への取組を推進します。
- ② 公共施設の保全計画と省エネ診断との連動により、公共施設における効率的、効果的な省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
行政の事業における温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub> /年	12,428	↓	※11,807

※「第4次芦屋市環境保全率先実行計画」は、平成27年度中に改定予定のため、数値に変更が生じた場合は、その値をめざす値とします。

### 市民主体による取組

- ◆ 省エネ意識をもった生活
- ◆ 環境負荷の少ない設備の設置
- ◆ 環境負荷の少ない製品の購入、利用
- ◆ 建物の新築・増改築時における\*雨水浸透施設の設置
- ◆ ごみの分別排出の徹底
- ◆ 生ごみの水切り
- ◆ 食材や日用品の最後まで使い切り

### 関連する課題別計画

- 第3次芦屋市環境計画（H27～H36）
- 芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）
- 芦屋市分別収集計画（H26～H30）
- 第4次環境保全率先実行計画（H28～H32）（改定予定）



東館屋上の太陽光発電装置



電気自動車充電場所(東館)



**施策目標 11-2**

**清潔なまちづくりが進んでいる**

(施策目標推進部：市民生活部)

**前期基本計画の取組**

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。</li> </ul>	<p>⇒ 「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）の取組では、JR芦屋駅に加え、平成23年度（2011年度）より阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、平成25年（2013年）10月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等について努力義務から禁止事項へ変更しました。平成23年（2011年）6月からは新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのバーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及びパトロールを行うほか、美化推進員との連携による啓発街頭キャンペーンを実施するなどにより、一定の効果が表れています。さらに、取組を総合的に推進するために平成26年（2014年）3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。</p> <p>⇒ 市民マナー条例に基づく多種多様な推進施策を実施し、着実に市民へのマナー向上施策が浸透してきていると考えられます。市民アンケートによる結果も市民の満足度は高い評価を得ており、取組による良好な生活環境の確保が図られてきています。</p> <p>⇒ 美化活動については、芦屋市環境衛生協会が主催する*芦屋わがまちクリーン作戦を学生や事業所などが自由に参加できる自主性重視の仕組みへと改善しました。また、公共施設においては、分煙、禁煙とするなど、*受動喫煙防止対策を実施しました。</p>

**後期の課題**

- 行政による啓発やパトロールによる規制だけでは、地域での取組の広がりが見られないことや、喫煙する人や犬を飼っている人で目の届かないところでのマナー違反が見受けられるなどの課題もあり、マナー向上を更に高めるために、今後も、「市民マナー条例推進計画」に基づき、市民・行政が連携し、一体となった取組を推進していくことが必要です。
- 市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらうためには、周知が不足しているという課題があり、市の内外に向けた周知が必要です。



## 後期5年の重点施策

11-2-1

**市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。**

### (重点取組)

- ① 市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。
- ② 市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者などの関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知、啓発活動を強化します。
- ③ 良好な生活環境の確保へ向けて地域が主体となった取組が行えるように、美化活動への支援やごみ出しルールについての啓発などを推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合	%	72.0	↗	80.0
地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合	%	63.3	↗	70.0

## 市民主体による取組

- ◆ 地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発

## 関連する課題別計画

芦屋市市民マナー条例推進計画（H26～H30）



市民マナー条例のうちわ・チラシ